

リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)に関して

別添の厚生労働省発表資料のとおり、RCF に関する法規制が平成 27 年11月 1 日より施行されました。

1. はじめに

断熱材等として RCF が使用されている場合が有ります。直接 RCF を取り扱われる場合は、十分な注意が必要です。

2. 使用箇所

- (1) 炉壁内部の断熱層(レンガを除く)
- (2) 高温ライニング材
- (3) 高温パッキン・シール材
- (4) ヒーター挿入口充填材
- (5) その他断熱性能等が必要な箇所

3. 有害性、取り扱い時の注意事項について

(1) 有害性

発がん性:国際がん研究機構(IARC) 2B(ヒトに対する発がん性が疑われる)

その他:特定標的臓器毒性(反復ばく露) 呼吸器

(2) 取り扱い時の注意事項

取り扱い時には、発散抑制措置、作業主任者の選任、呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の着用、作業記録の作成のほか、6 ヶ月に 1 回の作業環境測定、健康診断が必要となる場合がある。

詳しくは別添の厚生労働省の発表資料(抜粋)、又はホームページをご参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121.html>